

平成24年度第3回推進本部会議 審議・報告・その他
 提出日：平成24年4月26日
 担当部・課：震災復興部基盤整備課〔内線5614〕

①件名	災害公営住宅建設用地の公募について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）	東日本大震災により住宅を失った方へ災害公営住宅の早期供給を図るため、石巻市災害復興住宅供給計画に基づき、災害公営住宅建設用地を公募するもの。
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	【根拠法令】 【〔震災復興基本計画との整合性 基本計画の位置付け： 有 ・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	災害公営住宅用地については、これまでも市で模索してきたが、十分な用地の確保に至っていない。売却希望の土地を公募することで用地の早期確保を図りたい。
⑤主要内容	旧石巻市の市街化区域内で、概ね2,000㎡以上（中心市街地においては、20戸以上の住戸が確保できる敷地）の土地を900戸相当分公募する。
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	・市民への影響 特になし ・市行財政の効果 特になし
⑦他の自治体の政策との比較検討	実施事例なし
⑧今後の予定及び施行予定年月日	募集要領に合致する土地については、用地測量、不動産鑑定を実施し、9月議会において用地契約承認を得る。 <今後の予定> 5月中旬～6月中旬 募集 6月中旬～7月中旬 選定作業 7月下旬 選定
⑨その他	

災害公営住宅建設用地 募集要領

1 目的

今回の震災により住宅を失った方への災害公営住宅の速やかな供給を図るため、石巻市災害復興住宅供給計画に基づき、災害公営住宅建設用地の提供について地権者への協力を依頼する。

- 2 対象 (1) 石巻市内の一団の土地の売却を希望する地権者
(複数地権者での申請も可)

- 3 募集要件 募集する敷地の要件は次のとおりとする。
- (1) 旧石巻市内の市街化区域内であること
 - (2) 第一種・第二種低層住居専用地域、工業地域及び工業専用地域以外であること、又は、石巻市震災復興基本計画において非可住ゾーンとされていないこと
 - (3) 被災市街地復興推進地域外であること（石巻市中心市街地活性化基本計画における中心市街地（以下「中心市街地」という。）の区域を除く）
 - (4) 概ね2,000㎡以上の敷地面積であること（中心市街地の区域にあつては、20戸以上の住戸と住戸数の50%以上の駐車場を確保した災害公営住宅が建設できる敷地規模であること）
 - (5) 6m以上の幅員の建築基準法上の道路に6m以上接していること
 - (6) 土地に対し、抵当権等が登記されている場合、解除できることが明らかかなこと
 - (7) 災害公営住宅の建設の支障となる地下埋設物等がないこと。

- 4 買取価格 (1) 申請後、市が提示する不動産鑑定評価による価格による

- 5 募集数 (1) 災害公営住宅（公共供給）一次供給分のうち、不足している900戸（東部地区300戸、西部地区600戸）に相当する敷地
(全敷地に対して建設可能戸数を想定し、別に定める選定基準により立地条件等による評価を行い、地区ごとの募集戸数を限度とした上位の敷地を選定する。ただし、応募敷地に地区による偏りが認められる場合には、募集の範囲内であっても選定する場合がある)

- 6 募集期間 (1) 平成24年5月15日（火）～平成24年6月15日（金）

- 7 周知方法 (1) 公告
(2) 市報いしのまき震災関係臨時号（5月号）への掲載
(3) インターネットへの掲載
(4) 新聞への掲載

- 8 事務局
震災復興部基盤整備課 Tel.95-1111（内線5614）